

■安全衛生教育関係の手続

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ(までに) 【時期】
都道府県労働局長が労働災害発生率等を考慮して指定事業場が安全衛生教育を実施した場合 (4月1日～翌年3月31日までに行った安全衛生教育の実施の状況)	所轄の労働基準監督署へ提出	指定事業場等安全衛生教育実施結果報告 (様式第4号の5) 安衛則40条の3	4月30日(4月1日から翌年3月31日までの実施状況)